柳井都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (都市計画課)...... 道路の供用の開始 (道路整備課).....

П

漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意 (水産振興課)......

(環境政策課)......

種

類

能

力 構

年予工 月 完 日定成

年予使 月 開 日定始

間使 用 時 隔間

時リー の日 使当 間用た

動季 の 概 要 変

の

法

四四四

三七一口

(当/日) 八、一四〇〇 平成二二、

平成三、三、

平成二三、

(端/日) 七、一五

平成三

) 平成二三、 三、

連

四時間

変動なし

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要

道路の区域の変更 ( 道路整備課 ) ......

目

Ξ

名称

工場又は事業場の名称及び所在地

所

東京都港区東新橋一丁目五番二号

三井化学株式会社

所在地

玖珂郡和木町和木六丁目一番二号 三井化学株式会社岩国大竹工場

特定施設に関する事項

種類、構造及び使用時間間隔等

3月12日

### (金曜日)

# 氏名又は名称 申請者の氏名又は名称及び住所

平成二十二年三月十二日

山口県知事

井

関

成

平成 22 年

Щ

開発行為に関する工事の完了 (建築指導課).......

土地改良事業計画変更の認可申請に係る決定 (農村整備課)

土地改良区役員の届出 (農村整備課).....

大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出 ( 商政課 ) ......

: : : 五 四

//

"

11

11

11

11

11

変動あり

六

三七一タ

(m³ / — 万五

11

### 山口県告示第百号

づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基

評価に関する事項を記載した書面は、平成二十二年三月十二日から同年四月一日までの 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前 山口県環境生活部環境政策課及び和木町役場において公衆の縦覧に供する。

> 器並びに同表第三十七号の石油化学工業の用に供する分離施設及び廃ガス洗浄施設をい 四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する静置分離 「三三一二」並びに「三七一口」及び「三七一夕」とは、 水質汚濁防止法施行令 (昭和

<u>=</u>

Ξ

成

四三

年 月 日 日 日

六三

 $\equiv$ 

平 成

屯

設

日当たりの量

m<sup>3</sup>

常

最

"

//

九六

<u>-</u>

五

 $\equiv$ 

四

四〇〇

 $\overline{\circ}$ 常

 $\overline{\circ}$ 大

最

 $\frac{1}{m^3}$ 

路

# 山口県告示第百二号

路の区域を変更する 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

おいて一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十二年三月十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課に

平成二十二年三月十二日

道路の種類

県道

線 名 藤生停車場錦帯橋線

道路の区域

完了による。の	一九五・九	 - - - -	最最	新	同計 同町子二〇の一地外まで
<b>宣客女 製 □事 ○</b>		-	是英		5 同丁i= 00
	一九四・五	 八〇 ○二	最最 広狭	旧	岩国市平田六丁目四九九の八地先か
備	(メートル)	(メートル) 地の幅員	(敷	旧新別	区間

## 山口県告示第百三号

П

Щ

路の供用を開始する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道

おいて一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十二年三月十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課に

平成二十二年三月十二日

山口県知事 = 井 関

成

平成二十二年三月 平成二十二年三月			36	まで先から	一九 地九 先の	五六一日の四	同市 同町	錦藤県 帯生 橋停 線事 場道
供用開始の期日	間	X	の	始	開	用	供	路線名

## 山口県告示第百四号

計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、柳井都市

平成二十二年三月十二日

山口県知事 \_ 井 関

成

施行者の名称

柳井市

山口県知事

=

井

関

成

都市計画事業の種類及び名称

柳井都市計画道路事業三・五・十後地和田線

事業施行期間

平成十七年十一月二十二日から平成二十五年三月三十一日まで

Ξ

Д 事業地

柳井市柳井



( 六一 ) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

とおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、

次の

おいて公衆の縦覧に供します。 から同年七月十二日までの間、 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十二年三月十二日 山口県商工労働部商政課及び岩国市農林経済部商工課に

平成二十二年三月十二日

山口県知事 井 関 成

大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームプラザナフコ南岩国店ハード館

所在地 岩国市南岩国町三丁目六番一号

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏 株式会社ナフコ 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 深町 勝義 代表者の氏名

		平月	式22	2年	3 <b>J</b>	月12	2日	£	定曜	日		Щ					ļ	果		‡	艮		(	定	期	)		ŝ	育 2	139	号	
		改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。	土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地	(プニ) 土地改長区の役員の氏名及び住所の届出	マニン ニカスタくこう できつ ここうとが ヒュー・コード		平成二十二年二月二十五日	八届出年月日	午前八時から午後八時まで	四 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	四箇所	三 駐車場の自動車の出入口の数と 前 7月三 - タガモと 後才用 言っ	F前六寺三上分からF後几寺長で 来客が駐車場を利用することができる時間帯	株式会社ナフコ 午前七時 午後八時三〇分	氏名 又は名称 開店時刻 閉店時刻	○ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	二〇立方メートル	四 廃棄物等の保管施設の容量	六五平方メートル	三 荷さばき施設の面積	一〇台	二 駐輪場の収容台数	六九台	① 駐車場の収容台数	六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項	二、三九六平方メートル	五)大規模小売店舗内の店舗面積の合計		四)大規模小売店舗の新設をする日が「一大規模小売店舗の新設をする日本の「一大規模小売店舗の新設をする日本の「一大大学」では、「「「「「「「」」では、「「「」」では、「」では、「	名 称 金 住 《 一 代表 一 )	
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	山口市二島土地改良区	宇部市関口土地改良区	土地改良区の名称	二 退任した役員	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	山口市二島土地改良区	宇部市関口土地改良区	土地改良区の名称	一就任した役員		平成二十二年三月十二日
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	理事	監理 事事 の 別		"	"	監事	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	理事	監理 事事 の別			日
	藤村	徳 永	藤原	藤原	吉松	村 永	小野	淺原	吉永	福井	上原	氏		安田	近本	内山	山本	吉田	徳 永	藤原	藤原	吉松	村永	小野	淺原	福江	野 村	岡本	氏			
	芳生	清人	芳朗	紀喜	晴光	允	吉惠	信義	謙治	諒	武	名		典右	允彦	進	哲郎	和夫	隆 司	芳朗	紀喜	晴光	允	吉惠	信義	豊	邦 <b>男</b>	正晴	名			
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	П П	宇部	住		"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	山	宇部	住		П	
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	市秋穂	市大字			"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	市秋穂	市大字			山口県知事	
五	三八六四	五〇五四の	三九九一	三八三八	一七四五	七三三	— 八 五	_ <del> 七七</del>	= 0	口市秋穂二島一二	宇部市大字吉見七六八			五〇二八	一八九四	一三六〇	七一四	五九七一	五〇三二	三九九一	三八三八	一七四五	一七二三	_ _ 八 五	_ <del> 七七</del>	_ _ _ _ _	山口市秋穂二島六一	宇部市大字吉見一二五三			井	
		_										所																	所		成	

平平 .	平成22年3	月12日	金曜日	Щ	П	県	報	(定期)	第	2139 号	<del> </del>
平成二十二年三月十二日発行 発行 人 山口 県知 事平成二十二年三月十二日印刷 発行 所 山口 県 庁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	平 光市島田二丁目二三番一〇号	月 122 平成二十二年三月十二日 平成二十二年三月十二日	金 関する工事の完了を次のとおり公告します。 (六四) 開発行為に関する工事の完了	山 山口県農林水産部農村整備課 二 総賢の場所	=	実       土地改良区の名称       上小野地区       土地改良施設の管理         一事業の内容       施行地区       事業の種類	<b>報</b> 平成二十二年三月十二日 山口県知事 二 井	( により、その決定に係る変更された土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦定 あると決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定期 九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当で期 次の土地改良事業の計画の変更の認可の申請は、土地改良法(昭和二十四年法律第百	(六三)土地改良事業計画の変更の認可の申請に係る決定第		
-		成	、開発行為に			管 理 	成	次のとおり縦がのとおり縦四年法律第百四年法律第百		九 九 	四 八